

## 地域公共交通計画の策定について

### 1. 地域公共交通計画について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化法」という。）の改正に伴い、策定が努力義務化された地域公共交通計画（以下、「計画」という。）は、地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにし、持続可能な運送サービスの提供を確保することを求めた計画である。

本町においては、公共交通の位置づけを明らかにするとともに、デマンド型乗合タクシー社会実験事業の評価も実施しながら、地域のニーズに対応する取り組みを促すことで、持続可能な運送サービスの提供をめざすために計画を策定する。

### 2. 地域公共交通活性化協議会について

計画策定については、これまで道路運送法に基づき設置していた地域公共交通会議（以下、「交通会議」という。）とは異なり、活性化法第6条第1項の規定に基づいた法定協議会である「稲美町地域公共交通活性化協議会（以下、「法定協議会」という。）」を新たに設置し、計画策定及び実施に関する必要な協議を行う。なお、活性化法が求める構成員はその多くが交通会議の委員と重複するため、現行の交通会議については、法定協議会として一本化する。

また、法定協議会において計画策定の予算を持ち、町からの負担金と国からの補助金により事業を実施する。

### 3. 地域公共交通計画策定業務委託の内容について

- ① 稲美町における交通の現状と課題の整理
- ② アンケート調査及びヒアリングの実施及び分析
- ③ 法定協議会の運営支援
- ④ 計画骨子案の作成
- ⑤ パブリックコメントの実施
- ⑥ 計画書等の印刷

#### 4. 計画策定のスケジュールについて

- ・ 4月9日 第1回法定協議会（書面協議）
- ・ 4月23日 第2回法定協議会（書面協議）
- ・ 4月26日 公募型プロポーザル公告（計画策定業務）
- ・ 5月下旬 計画策定業務受託事業者選定  
第3回法定協議会
- ・ 6月 計画策定業務受託事業者契約
- ・ 7月 住民アンケート調査
- ・ 9月 第4回法定協議会
- ・ 10月 パブリックコメント実施
- ・ 11月 第5回法定協議会
- ・ 3月 計画策定